

なんでんかんでんチャレンジ40助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、活気と魅力のあるまちづくりに寄与する活動を支援するため、予算の定めるところにより、第3条に規定する事業を行う団体等に対し、なんでんかんでんチャレンジ40助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、大村市補助金等交付規則（昭和42年大村市規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(助成の対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる団体等（以下「助成対象者」という。）は、構成員3人以上の団体（代表者及び副代表者（いずれも20歳以上の者に限る。）を定めるものに限る。）又は法人とする。

(助成の対象事業)

第3条 助成事業（助成金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）は、助成対象者が市内で自主的に行う次に掲げる事業であって、まちづくりの推進に資するものとして市長が認めるものとする。

- (1) 市民の交流に関する事業
- (2) 地域の魅力の発信に関する事業
- (3) 子育て支援及び青少年育成に関する事業
- (4) 健康づくり及びスポーツの振興に関する事業
- (5) 市民の福祉の向上に関する事業
- (6) 環境の美化及び保全に関する事業
- (7) 文化活動の推進に関する事業

2 前項の規定に関わらず、国、他の地方公共団体その他の団体からの他の補助金（これに類すると市長が認めるものを含む。）の交付を受けた事業は、助成金の交付の対象としない。

(助成の対象経費)

第4条 助成対象経費は、助成事業の実施に要する経費であって、次に掲げる経費を除く経費とする。

- (1) 飲食費
- (2) 備品の購入に係る経費

- (3) 政治的活動、宗教的活動又は営利を目的とする事業に要する経費
- (4) 団体等の運営に要する経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が助成金の交付の対象とすることが適当でないとする経費

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費に5分の4を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）と、助成対象経費から収入金を控除した額とを比較し、いずれか少ない額とし、400,000円を上限とする。ただし、市長が必要と認める場合は、本文の規定により算出した助成金の額以下で市長が定める額を助成金の額とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、助成対象経費が100,000円未満である場合は、助成金を交付しない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(申請の手続)

第6条 規則第5条の規定により、助成金の交付を申請しようとする団体等は、様式第1号による申請書に次の書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 構成員名簿（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(審査会)

第7条 市長は、助成金の交付の決定に当たっては、別に定めるなんでんかんでんチャレンジ40助成金審査会の意見を聴くものとする。

(助成金の交付の条件)

第8条 規則第7条の規定により次に掲げる事項は、市長が助成金の交付を決定する場合に付する条件となるものとする。

- (1) 助成事業を行う団体等（以下「助成事業者」という。）は、次のいずれかに該当する場合には、様式第4号による事業計画変更等承認申請書を提出して、市長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 助成事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合
 - イ 助成事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
 - ウ 助成事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 助成事業者は、助成事業の会計をその他の事業の会計と明確に区別して管理しなければならないこと。

(3) 助成事業者は、経費の支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、助成事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならないこと。

(申請の取下げ期限)

第9条 規則第9条の規定により助成事業者が申請の取下げをすることができる期限は、助成金の交付決定通知を受け取った日から起算して30日を経過した日とする。

(実績報告等)

第10条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、様式第5号による実績報告書に次に掲げる書類を添えて、当該助成事業の完了した日から20日を経過した日又は当該助成事業の完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書(様式第6号)

(2) 助成対象経費に係る領収書その他支出を証する書類又はその写し

(3) 活動記録等の資料

(4) その他市長が必要と認める書類

(助成金の支払)

第11条 この助成金は、概算払の方法により支払うことができる。

2 助成事業者は、前項の規定により助成金の支払を受けようとするときは、様式第7号による請求書に助成金の交付決定の通知の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。